

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第1号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加え、同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（麻薬卸売業者等の免許申請の添付書類） 第2条 （略） 2 省令第1条の規定による医師の診断書は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。 （麻薬卸売業者等の役員の変更届の添付書類） 第2条の2 省令第1条の4の規定により業務を行う役員の変更を届け出ようとする者が提出する届出書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 <u>(1) 登記事項証明書（麻薬卸売業者等が法人である場合に限る。）</u> <u>(2) 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類</u> <u>(3) 新たに業務を行う役員となった者が条例第2条第2号ア及びイのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u> 2 省令第1条の4の規定による医師の診断書は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。 （向精神薬卸売業者等の免許申請の添付書類） 第7条 （略） 2 省令第14条第3号の規定による医師の診断書は、<u>別に定める様式</u>によるものとする。 （向精神薬卸売業者等の役員の変更届の添付書類） 第7条の2 省令第14条の4の規定により業務を行う役員の変更を届け出ようとする者が提出する届出書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 <u>(1) 登記事項証明書（向精神薬卸売業者等が法人</u>	（麻薬卸売業者等の免許申請の添付書類） 第2条 （略） 2 省令第1条の規定による医師の診断書は、<u>別記第3号様式</u>によるものとする。 （向精神薬卸売業者等の免許申請の添付書類） 第7条 （略） 2 省令第14条第3号の規定による医師の診断書は、<u>別記第3号様式</u>によるものとする。

である場合に限る。) (2) <u>業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類</u> (3) <u>新たに業務を行う役員となった者が条例第3条第1号及び第2号のいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u> 2 <u>省令第14条の4の規定による医師の診断書は、別に定める様式によるものとする。</u> (向精神薬試験研究施設設置者の登録申請の添付書類) 第9条 省令第21条の規定により向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 登録を受けようとする者(登録を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。)に係る精神の機能の障害又は登録を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する<u>別に定める医師の診断書</u> (4) (略) 2 (略) (麻薬卸売業者等に係る変更の届出) 第24条 麻薬卸売業者等(麻薬施用者が2人以上診療に従事する麻薬診療施設の麻薬施用者を除く。)は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。 (1) (略) (2) (略) 2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。	(向精神薬試験研究施設設置者の登録申請の添付書類) 第9条 省令第21条の規定により向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 登録を受けようとする者(登録を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。)に係る精神の機能の障害又は登録を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書 <u>(別記第3号様式)</u> (4) (略) 2 (略) (麻薬卸売業者等に係る変更の届出) 第24条 麻薬卸売業者等(麻薬施用者が2人以上診療に従事する麻薬診療施設の麻薬施用者を除く。)は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。 (1) <u>麻薬卸売業者等が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名</u> (2) (略) (3) (略) 2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1) <u>前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類</u> ア <u>登記事項証明書(麻薬卸売業者等が法人である場合に限る。)</u> イ <u>業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類</u> ウ <u>新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)</u> エ <u>新たに業務を行う役員となった者が法第3条第3項第1号から第3号まで並びに条例第2条第2号ア及びイのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u>
---	--

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、麻薬の保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、麻薬研究計画書（別記第1号様式）

（向精神薬卸売業者等に係る変更の届出）

第25条 向精神薬卸売業者等（法第50条の26第1項の規定により免許を受けた者とみなされる者を除く。）は、向精神薬を貯蔵する場所を変更したときは、30日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に向精神薬を貯蔵する場所の概要図及びその位置を示す図面を添えて知事に提出しなければならない。

（向精神薬試験研究施設設置者に係る変更の届出）

第26条 （略）

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第16号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア・イ （略）

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する別に定める医師の診断書

エ （略）

- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、麻薬の保管設備の概要図及びその位置を示す図面
- (3) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合は、麻薬研究計画書（別記第1号様式）

（向精神薬卸売業者等に係る変更の届出）

第25条 向精神薬卸売業者等（法第50条の26第1項の規定により免許を受けた者とみなされる者を除く。）は、次に掲げる事項を変更したときは、30日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 向精神薬卸売業者等が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名

(2) 向精神薬を貯蔵する場所

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書（向精神薬卸売業者等が法人である場合に限る。）

イ 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第3号様式）

エ 新たに業務を行う役員となった者が法第50条第2項第2号イからハまで並びに条例第3条第1号及び第2号のいずれにも該当しないことを明らかにする書類

- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、向精神薬を貯蔵する場所の概要図及びその位置を示す図面

（向精神薬試験研究施設設置者に係る変更の届出）

第26条 （略）

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第16号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類

ア・イ （略）

ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書 （別記第3号様式）

エ （略）

(2)・(3) (略)

第2号様式 (略)

第3号様式 削除

第3号様式の2 (第3条の4関係)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

(略)					
麻 薬 業 務 所	免許証 の番号	第 号	免許年 月日	年 月 日	
	所在地				
	(略)				
(略)					

(2)・(3) (略)

第2号様式 (略)

第3号様式 (第2条、第7条、第9条、第24条、第25条、第26条関係)

診 断 書

(略)

第3号様式の2 (第3条の4関係)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

(略)		
麻 薬 業 務 所	所在地	
	(略)	
	(略)	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。